

# 総務建設常任委員会協議会 説明資料

令和5年11月8日

大磯町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

---

## 資 料

---

改正概要	-----	1
改正内容	-----	1

総 務 課

# 大磯町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

## 1 改正概要

地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）により、国の非常勤職員との均衡や会計年度任用職員の適正な処遇の確保の観点から、会計年度任用職員に対し勤勉手当が支給可能となったことに伴い、令和6年度から勤勉手当を支給するため、規定の改正を行います。

### 《改正法の趣旨》

平成29年の地方公務員法及び地方自治法の改正により、新たに会計年度任用職員制度が創設され、期末手当の支給が可能となった一方で、勤勉手当の支給については、勤勉手当の支給が広まっていない国の非常勤職員との取扱いとの均衡や各地方公共団体における期末手当の定着状況等を踏まえた上での検討課題とされた。

その後、国の非常勤職員において、令和3年度までの間に、対象となる職員に勤勉手当が支給されていること、また、会計年度任用職員に対する期末手当の支給が定着したことを踏まえ、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給を可能とするもの。

## 2 改正内容

### (1) 会計年度任用職員への勤勉手当の創設

○会計年度任用職員に支給する給与に「勤勉手当」を追加します。

○勤勉手当の支給対象となる職員の範囲について定めます。

《支給対象となる職員の範囲（期末手当の支給対象と同様）》

- ・任期6か月以上
- ・週あたりの勤務時間15時間30分以上（パートタイム会計年度任用職員の場合）

《参考》会計年度任用職員の支給月数

		6月	12月	計	合計
令和5年度	期末手当	1.20月 (支給済み)	1.25月 (現行1.20月)	2.45月 (現行2.40月)	2.45月
	勤勉手当	—	—	—	
令和6年度 以降	期末手当	1.225月	1.225月	2.45月	4.50月
	勤勉手当	1.025月	1.025月	2.05月	

### (2) 施行日

令和6年4月1日